

上尾市家具転倒防止器具等設置補助金交付要綱

令和 7 年 3 月 24 日市長決裁

改正

令和 7 年 11 月 24 日市長決裁

(趣旨)

第 1 条 市は、地震等の発生時における家具の転倒、落下及び移動（次条において「転倒等」という。）による事故を防止するため、上尾市建築物耐震改修促進計画（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき策定した上尾市の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画をいう。）に基づく施策の一環として、家具転倒防止器具等を自ら設置することが困難である者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金に関しては、その交付に係る手続にあっては上尾市補助金等交付規則（昭和 54 年上尾市規則第 4 号。以下「規則」という。）第 17 条の規定によりこの要綱の定めるところによるものとし、交付に係る手続以外の事項にあっては規則第 18 条から第 23 条までに定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において「家具転倒防止器具等」とは、家具の転倒等の防止を目的として、当該家具を建物の壁又は柱に強固に取り付ける金物等をいう。

(補助金の交付を受けることができる者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に住所を有し、かつ、市税（国民健康保険税を含む。）を滞納していない者で、次に掲げる世帯（以下「補助対象世帯」という。）のいずれかに属するもの（以下「補助事業者」という。）とする。

(1) 65 歳以上の者のみで構成される世帯

(2) 次のアからエまでのいずれかに該当する者が属する世帯

ア 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和 25

年厚生省令第15号)別表第5号に定める1級又は2級の障害を有するもの

イ 埼玉県の療育手帳制度に基づく療育手帳の交付を受けた者で、同制度の規定する「Ⓐ」又は「A」の障害を有するもの

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級の障害を有するもの

エ 介護保険法(平成9年法律第123号)第27条の規定による要介護認定、同法第28条の規定による要介護認定の更新又は同法第29条若しくは第30条の規定による要介護状態区分の変更の認定において、その該当する要介護状態区分が、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)第1条第1項第3号に掲げる要介護3、同項第4号に掲げる要介護4又は同項第5号に掲げる要介護5である者

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める世帯
(補助の対象)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助事業者が市内事業者(市内に事務所又は事業所を有する法人又は市内で事業を営む個人をいう。以下同じ。)に依頼して行う家具転倒防止器具等の設置工事(当該補助事業者が居住する住宅において行うものに限る。以下「器具設置工事」という。)とする。

2 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、器具設置工事の実施に要する費用(家具転倒防止器具等の購入に要する費用を含む。以下この項において同じ。)とする。この場合において、一の器具設置工事に係る施工箇所が複数であるときは、3箇所までに係る器具設置工事の実施に要する費用を限度とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額と1万円とを比較していずれか少ない額とする。

(補助金の交付の限度)

第6条 この要綱に基づく補助金の交付は、一の補助対象世帯につき、1回を限度とする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、上尾市家具転倒防止器具等設置補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象事業の完了状況を確認することができる写真（施工前及び施工後の施工箇所の状況並びに金物の取付けの状況を確認することができるものに限る。）
- (2) 補助対象事業の実施に係る領収書の写し（器具設置工事の実施に係る補助対象経費にあっては、市内事業者が市内に事務所又は事業所を有することを確認することができるものに限る。）
- (3) 補助事業者が第3条に定める補助対象世帯に属する事実を確認することができる書類の写し
- (4) 補助事業者が自己又は同居の者以外の者の所有する住宅に居住する場合にあっては、家具転倒防止器具等設置承諾書（第2号様式）
- (5) 市税に未納がないことの証明書

2 前項の規定にかかわらず、同項第3号又は第5号に掲げる書類により証明すべき事実を市長が公簿等によって確認することができるときは、これらの書類の添付を省略させることができる。

3 第1項の規定による申請は、家具転倒防止器具等を設置した日の属する年度の3月20日までに、これを行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(補助金の交付等の決定の通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で補助金の交付の可否を決定し、その結果を、速やかに当該申請をした者（次条において「申請者」という。）に対し、上尾市家具転倒防止器具等設置補助金交付（不交付）決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに同条の交付決定通知書に記載された補助金の交付決定額に相当する額の補助金を申請者が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

(権利譲渡の禁止)

第10条 補助事業者は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(免責等)

第11条 市は、補助対象事業に関して生じた事故、損害等については、賠償その他の責任を一切負わないものとする。

2 補助事業者及びその者と同一の世帯に属する者は、補助対象事業により設置された家具転倒防止器具等の撤去について、その責任を負うものとする。

(関係書類の保管)

第12条 規則第22条の規定により整備する書類及び帳簿は、補助対象事業の完了の日の属する市の会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しておかなければならぬ。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。